

(在学生)

令和7年度勤務先から給与等が支給されない現職教員 に係る授業料免除（前期分）の申請について

申請書類の提出期限 令和7年3月7日（金）まで（土・日、休日を除く）

下記の申請資格に該当する場合、本人からの申請に基づき前期分の授業料を免除します。
免除の申請受付は、前期及び後期毎に区分して行い、各期毎の申請に対して免除の審査を行います。今回は前期分のみの申請であり、後期分については、7月下旬に掲示によりお知らせします。

記

1 申請資格

本学大学院学校教育研究科に在学する現職教員学生のうち、令和7年度中に、勤務先から給与等が支給されない者。

2 申請書類

上記の申請資格に該当する授業料免除希望者は、次の書類を提出してください。

- ① 授業料免除申請書（授・様式1）
- ② 家庭状況調書（授・様式2）
- ③ 授業料免除提出書類チェック表（授・様式3）
- ④ 給与等が支給されないことを証明する書類（所属学校の校長の証明等）
- ⑤ 結果通知用封筒1通（長3封筒に住所・氏名を明記し、320円分の切手を貼付）

※ 学生寄宿舍宛は切手不要

※ 所得が確認できる書類、住民票の提出は不要です。

3 審査結果等

- （1）審査結果は、7月中旬に決定される予定です。
- （2）免除申請を受理された者は、審査が完了するまでの間、授業料の納付を猶予します。
- （3）納付した授業料は返還できませんので、免除申請を受理された者は、審査結果を通知するまでの間、授業料を納付しないでください。
- （4）授業料の免除が認められた者については、納付すべき半期分の授業料を免除します。

4 申請書類の提出先

- （1）提出先・担当窓口（取扱時間：平日の8:30～17:15）

兵庫教育大学学生支援課学生支援チーム

〒673-1494 兵庫県加東市下久米942-1

電話：0795-44-2051、2378

- （2）郵送による場合は封筒に「授業料免除申請書類在中」と朱書きし簡易書留で送ってください。

5. その他の証明書類

(1) 該当者のみ提出する書類 ※該当する区分の書類はすべて提出してください。

区 分	必 要 な 証 明 書 類	発行機関等
博 士 課 程 学 生	★学業成績認定書（様式 4） ★学生生活報告書（様式 14） ※私費外国人留学生は不要 （博士課程在籍の私費外国人留学生はこの他に下欄の私費外国人留学生の必要書類も必要です。）	
修 士 ・ 専 門 職 学 位 課 程 学 生 （ 留 学 生 を 除 く ）	★学生生活報告書（様式 14）	
私 費 外 国 人 留 学 生	★外国人登録証明書の写し ★私費外国人留学生授業料等免除申請に係る意見書 ※修士課程学生のみ （様式 5）（指導教員に記入してもらって下さい。） ★私費外国人留学生生活報告書（様式 6）	
修 士 ・ 専 門 職 学 位 課 程 学 生 の 社 会 人 経 験 者	★経歴に関する申立書（様式15） 下記の項目に該当する人は提出して下さい。 1 現に職を有する者 2 2年以上の社会人経験（家事、家業従事を含む。） を有する者 3 大学（大学院を含む。）を卒業（修了）して2年以上 経過した者 4 退職者又は休職者	
現 職 教 員 （ 休 業 制 度 利 用 者 ）	★給与等の支給を受けないことを証明する書類 （辞令の写等）	勤 務 先

(2) 本人の収入、成績等により提出する書類

区 分	必 要 な 証 明 書 類	発行機関等
本人（配偶者を含む）の ア ル バ イ ト	★令和6年分の給与所得の源泉徴収票（写） ★給与支払（見込）証明書（様式 8） ★直近3ヶ月分の給与明細 以上のうち、いずれか1つ	ア ル バ イ ト 先
独 立 生 計 者 ※社会人教育支援での 申請者は提出不要	★独立生計申立書（様式 13） ★本人（及び配偶者）の所得証明書 ★健康保険証（写）（本人（及び配偶者）が被保険者であるもの） ★所得税法上、父母等の扶養親族でないことが確認できる証明書（例：父母等の源泉徴収票（写）、確定申告書（写）等）	市 区 町 村
特 別 な 事 由 に よ る 修 業 年 限 超 過 者 ・ 特 別 な 事 由 に よ り 学 力 基 準 を 満 た し て い な い 者	★修業年限を超えている理由書または学業成績不振に関する申立書（様式任意） ※特別な事情により、修業年限を超過する者または別紙「兵庫教育大学授業料等の免除及び徴収猶予の選考基準」に定める学力基準に満たない者は、学生支援課に申し出て下さい。	

(3) 収入に関するもの (同一生計者全員分で該当するものを提出)

区 分		必 要 な 証 明 書 類	発行機関等
給 与 所 得 と し て 区 分 さ れ る も の	給 料 ・ 賃 金 役 員 報 酬 専 従 者 給 与	令和6年以前から継続して職に就いている場合 ★令和6年分給与所得の源泉徴収票(写)	勤 務 先
		令和6年1月1日以降に就職・転職した場合 ★給与支払(見込)証明書 ★直近3ヶ月分の給与明細 } どちらか一つ	勤 務 先
		令和6年1月1日以降に退職した場合 ★退職の事実がわかる証明書 ★退職(予定)証明書 ★退職金支給(予定)証明書 ★退職金無支給証明書等 } どれか一つ (雇用保険受給資格者証等、退職日等が記載されたものでも可) ※上記の期間中に退職した場合は原則、退職金の支給有無がわかる証明書等が必要となります。詳細は下記の「臨時所得」の欄を確認ください。	勤 務 先 (職業安定所、勤務先等)
	年 金 ・ 恩 給 (個人・企業・遺族年金を含む)	★最新の年金証書(写) (改定通知書の方がより最新の場合は、年金改定通知書(写))	日 本 年 金 機 構 保 険 会 社 等
	失業給付金受給者	★雇用保険受給資格者証(写)(第1面～第4面)	職 業 安 定 所
給与所得以外の所得として区分されるもの	こども手当・児童扶養手当等受給者	★支給通知書、手当証書、認定通知書等(写)	都 道 府 県 又 は 市 区 町 村
	生 活 扶 助 料	★生活保護決定(変更)通知書(写)	
	商業・工業・自営業・農業・林業・漁業・外交員・不動産・利子・配当等	★令和6年分所得税確定申告書と収支明細書(写) ★令和6年分市・県民税申告書(写) (いずれか一つ、各提出先受付印のあるもの)	税 務 署 市 区 町 村
給与所得以外の所得として区分されるもの	臨 時 所 得 退職金・保険金・資産譲渡所得等 (入学料免除申請は入学前1年以内、授業料免除申請は基準日6ヶ月以内)	★退職金支給(予定)証明書 ★退職金無支給証明書 ★支払金額及び支払年月日が記載された書類(写) (確定申告をしている場合は、最新分の所得税確定申告書と収支明細書(写)を併せて提出して下さい)	勤 務 先 保 険 会 社 税 務 署 市 区 町 村
	無 職 者	★無職(無収入)の申立書(様式9)及び最新分の所得証明書(18歳～60歳の家族で、就学、就労していない場合) ※18歳に満たないもので就学していない場合も提出が必要です。	

(4) 特別控除に関するもの

区 分	必 要 な 証 明 書 類	発行機関等
高 校 生 以 上 の 就 学 者 (本 人 を 除 く)	★在学及び授業料免除状況証明書（様式 11） （国立大学以外は、在籍学校の定める在学証明書でも可） ※現在受験中の方は、決定次第、合格通知及び入学金の支払が確認できる書類のコピーを送付して下さい。（送付がない場合は控除対象としません。）	在 学 校
母 子 ・ 父 子 世 帯	★母子・父子世帯申立書（様式 12） ★世帯全員の住民票	（住民票については 市区町村役場）
障 害 者	★身体障害者手帳等(写)	
長 期 療 養 者	★長期療養者に係る支出状況報告書（様式 10） ★医師の診断書(病名・療養の期間（6 ヶ月以上）が明記されたもの） ★医療費の領収書(写)、納付金等の証明書 （最近 6 ヶ月分）	医 療 機 関 局
主たる家計支持者別居	★居住費、光熱水費の領収書(最近 6 ヶ月分)	
火災・風水害・盗難の被害を受けた世帯 (申請日より 1 年以内のもの)	★罹災証明書 ★最低限の資材購入費、修理費の領収書(写) ★損害保険金等支払証明書 ★損害控除に係る確定申告書(写)	消 防 署 市 区 町 村 保 険 会 社
学 資 負 担 者 の 死 亡	★死亡診断書(写)又は埋葬許可書(写) ★生命保険金、退職金、遺族年金等の支払金額を明らかにする書類	市 区 町 村 保 険 会 社 等